

都市近郊林保全のあり方について（答申概要）

1．答申の趣旨

都市の緑は、身近な自然としての環境保全機能，洪水防止などの防災機能，都市の個性を形づくる景観形成機能，生活に安らぎをもたらすレクリエーション機能といった諸機能を有しています。2000年に策定された第4次札幌市長期総合計画では，札幌の特徴を伸ばし，魅力と活力をさらに高めるための重点施策の一つとして，「ゆたかな自然と調和した都市環境を形成する」を掲げています。この施策を実現する上で重要な計画の一つが札幌市緑の基本計画であり，この計画において，「市民参加でみどりを育てよう」，「いまあるみどりを次代に残そう」，「身近なみどりを増やそう」の3つの基本方針を掲げています。

しかし，手稲山から藻岩山，西岡水源地，白旗山などに連なる，「街から見える山並み（都市近郊林）」は，札幌のシンボルというべき重要な緑ですが，私有林の割合が多く，近年特に減少傾向にあります。また，森林施業が適期に実施されない森林や放棄されている森林が多く，下草がはえず土壌が流出したり，つるの繁茂による樹木の被害も見受けられます。

次代の都市づくりの基盤である森林という財産を保全し，市民が自然と親しみ，豊かで多様性に富んだ都市環境を形成することは，今に生きる私たちの大きな責務といえます。この答申は，都市近郊林の保全のあり方について，都市近郊林保全計画をどのように策定し，その計画を実現するために，風致地区などの諸制度をどのように充実させるかについてとりまとめたものです。

2．都市近郊林保全計画策定のために

公共的財産といえる都市近郊林を保全するために，市域を次の5つの地域に区分し，地域の特性に合わせた目標像を提言しています。（参考図1）

奥山地域

大部分が国有林であり，将来的にも自然の状態に残していく地域

前山地域

現在，緑豊かな自然があり，将来的にも自然の状態に残していく地域

里山地域

できるかぎり緑を残しながら里山にふさわしい土地利用を誘導していく地域

市街地

緑あふれる街並みづくりを誘導していく地域

平地系市街化調整区域

市街地周辺の良い環境を形成するよう誘導していく地域

また、都市近郊林保全のための取組みを提言しています。

奥山・前山地域保全のための取組み

- 大規模開発を抑制する方策の確立
- 土地利用を行う際の緑化率制度
- 市民と行政が一体となった森林保全育成活動の推進

里山地域保全のための取組み

- 都市環境林（公有化）
- 緑地保全地区制度
- 市民の森制度
- 風致地区制度
- 土地利用を行う際の緑化率制度
- 里山地域の土地利用誘導

都市近郊林管理のための取組み

- 樹林地の特性に合わせた管理方針の策定
- 市民・森林所有者・事業者・行政の協働による取組み
- 緊密なパートナーシップの構築

3 . 計画推進のための手立て

都市近郊林保全に有効な制度の充実を求めています。

1) 土地利用を行う際の緑化率制度

- 許可制の導入
- 段階規制の導入（参考図2）
- 保全樹林制度の導入
 - 開発等で残された樹林地を将来的にも残すよう義務付ける制度の導入
- 規制対象行為の拡大
 - 土地形質の変更，樹木の伐採，物件の堆積，建築物の建築，工作物の建設

2) 風致地区制度

- 風致保全方針の策定
- 段階規制の導入（参考図3）
 - 第1種から第4種
- 緑化率の導入
- 地区指定の拡大（参考図4）

3) 里山地域における土地利用誘導手法

- 土地利用誘導手法の検討

4) 制度改正の進め方

- 「土地利用を行う際の緑化率制度」「風致地区制度」充実のための早急な制度改正（「札幌市緑化推進条例」及び「札幌市風致地区内建築等規制条例」の改正）（参考図5）
 - 「里山地域における土地利用誘導手法」のための新たな制度創設の検討

4．計画の実現に向けて

都市近郊林保全計画の実現に必要な事項を提言しています。

都市近郊林管理方針の作成

市民・森林所有者・事業者・行政の役割の明確化

助成支援施策の充実

関係諸施策との調整

5．審議経過

平成 11 年 6 月 市長から札幌市緑の審議会へ諮問

平成 11 年 7 月～平成 12 年 2 月

都市近郊林保全専門部会の審議（8 回）

（審議経過，資料などを札幌市のホームページで公開）

平成 12 年 3 月 緑の審議会の答申書（素案）審議，素案決定

平成 12 年 3 月～平成 12 年 5 月

答申書（素案）の市民公開

- ・概要パンフレットの配布
- ・まちづくりフォーラム開催
- ・札幌市のホームページでの公開
- ・関係諸団体に対する説明会開催

平成 12 年 5 月 都市近郊林保全専門部会の審議

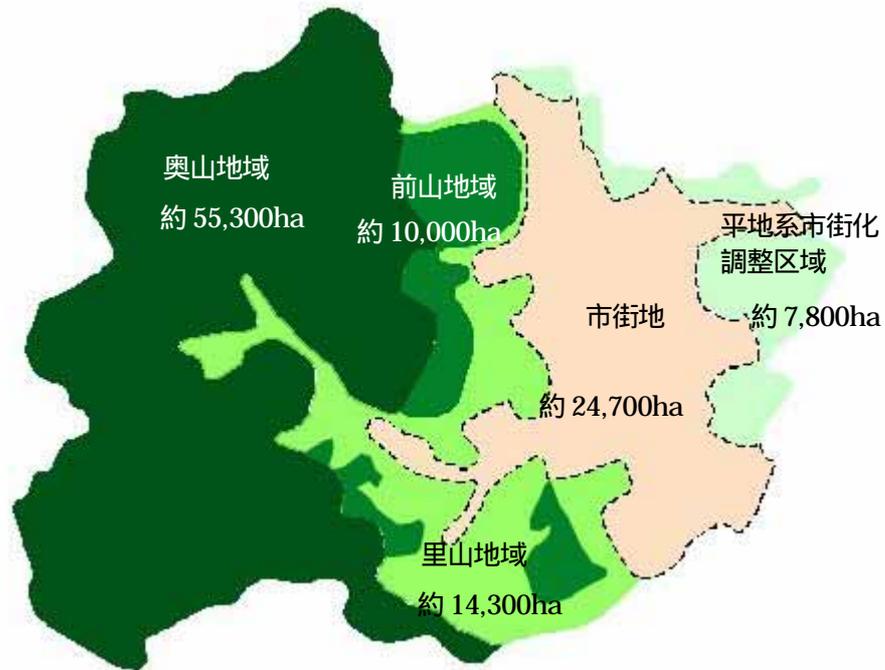
平成 12 年 6 月 緑の審議会の答申書（案）審議，答申書決定

平成 12 年 7 月 札幌市緑の審議会から市長へ答申

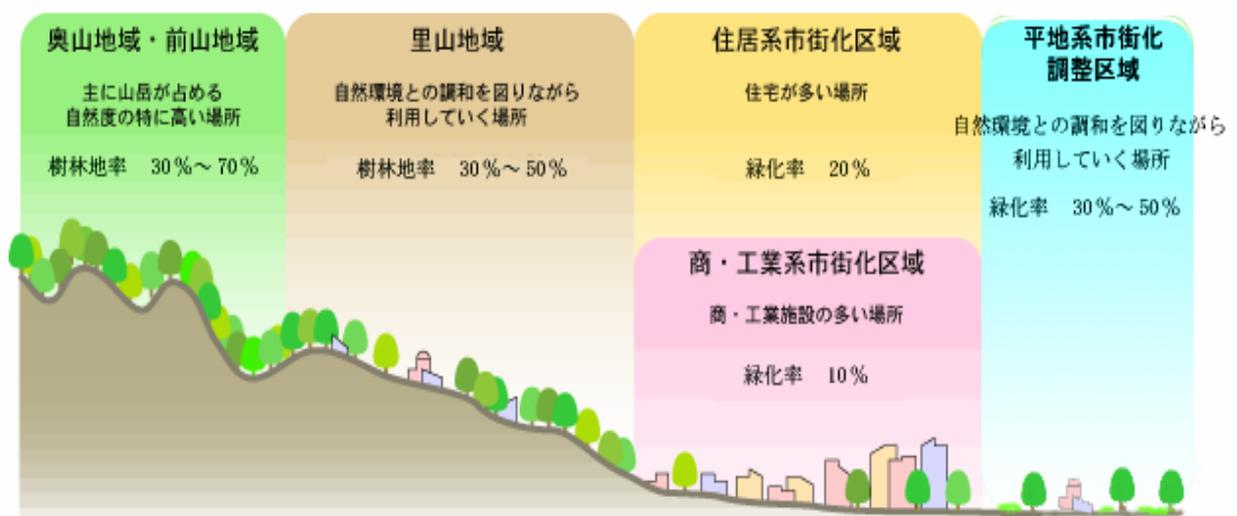
（備考）

「都市近郊林のあり方」は，広く市民の理解を得ることにより実現するものであり，答申の検討，作成の段階からホームページによる市民公開を積極的に実施してきた。また，素案の趣旨に対しては市民意見の約 9 割が賛同であった。

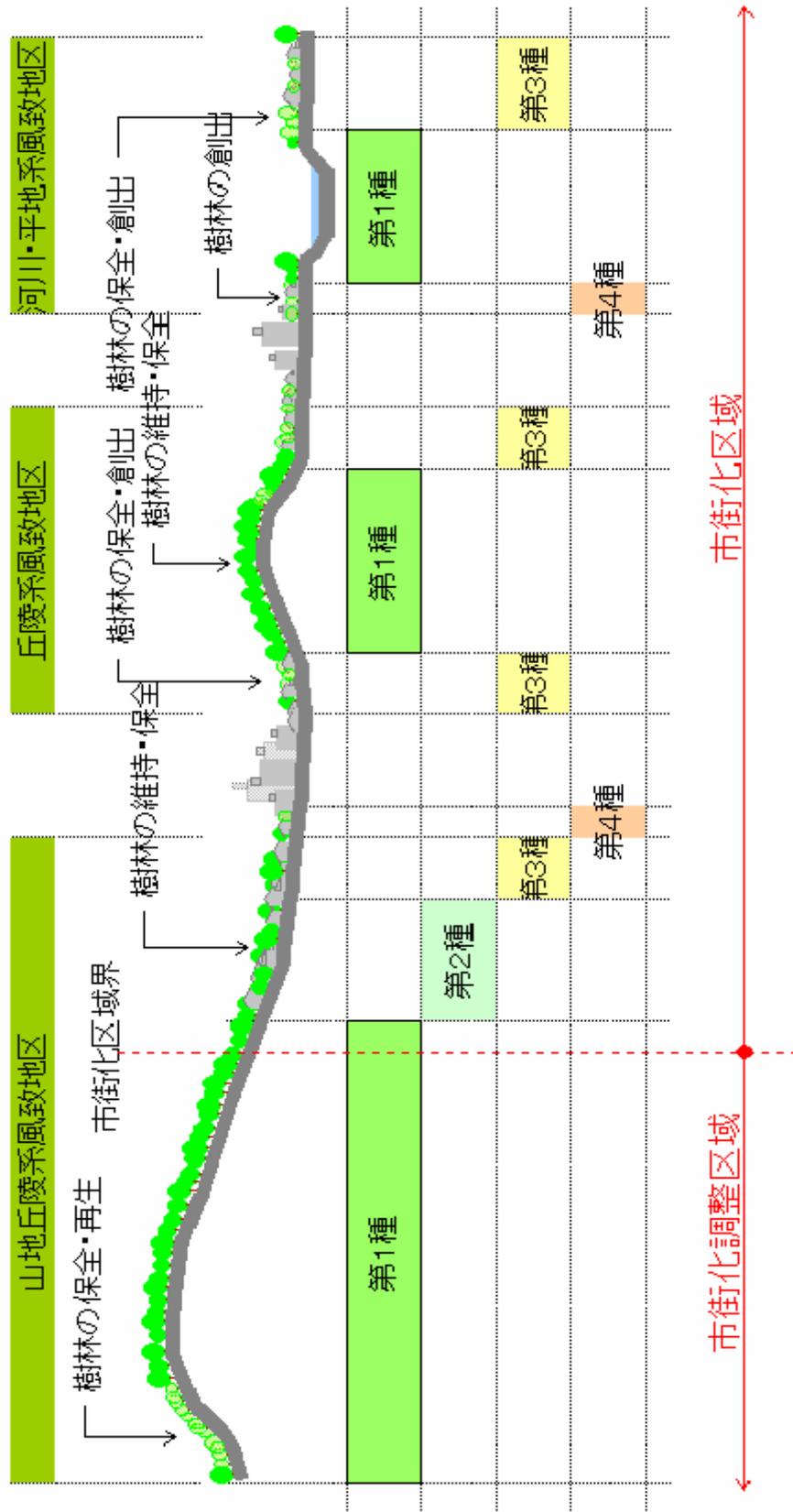
参考図1 [地域区分のイメージ図]



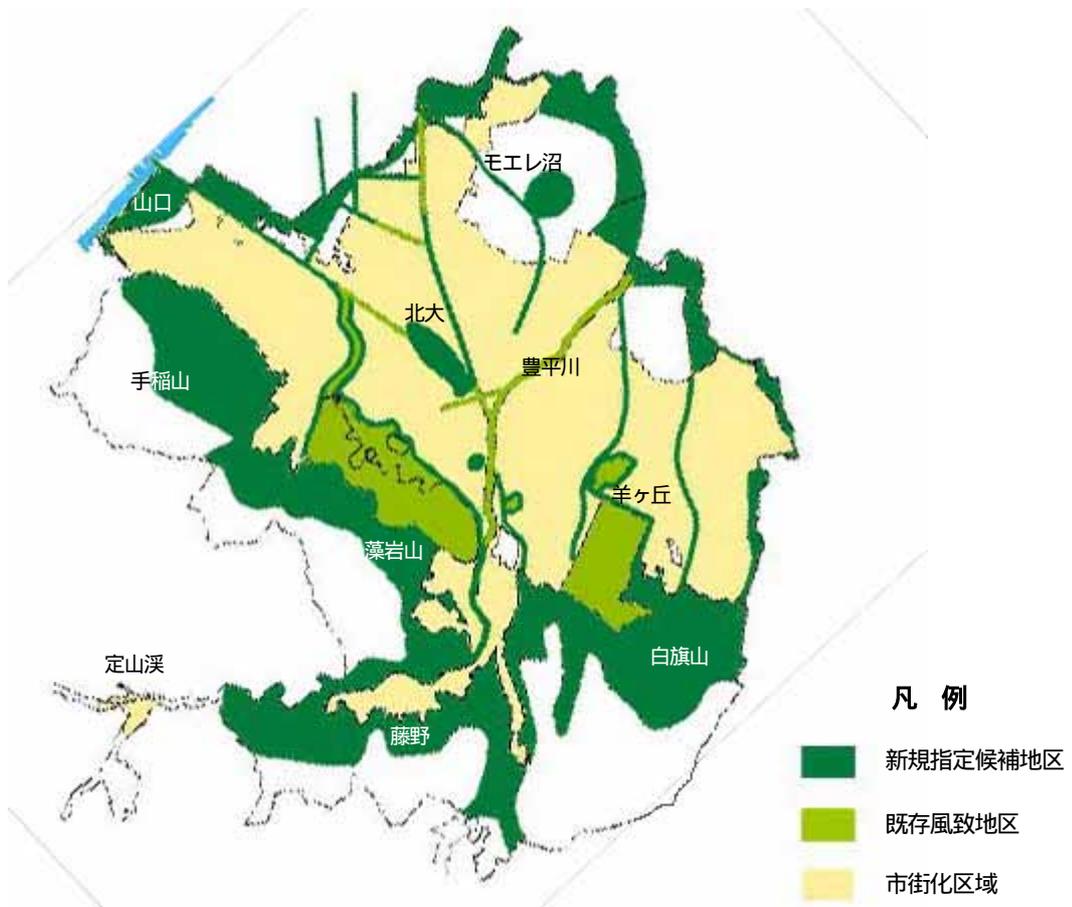
参考図2 [緑化率制度段階規制のイメージ図]



参考図3 [風致地区制度段階規制のイメージ図]



参考図4 [風致地区指定拡大のイメージ図]



参考図5 [制度改正のイメージ図]

